

1日の平均労働時間、「医療・福祉」が最長 厚労省調査

厚生労働省がこのほど発表した「2011年就労条件総合調査」で、「医療・福祉」産業で働く労働者の1日の平均所定労働時間が7時間51分で、15大産業のうち最も長いことが分かった。調査は、15大産業の雇用実態を明らかにするために実施。常用労働者30人以上の民間企業4,296社が回答した。

労働者1人平均の1日の所定労働時間は「全産業」の平均が7時間44分だったのに対し、「医療・福祉」は7時間51分で最長だった。また、1週間の所定労働時間は「全産業」の39時間1分に対し、「医療・福祉」は39時間32分で、「宿泊業・飲食サービス業」の39時間50分に次いで長かった。

一方、休暇の状況を見ると、週休2日制が適用さ

れている労働者は「全産業」の88%に対し、「医療・福祉」は79%。年間休日総数は「全産業」の113日に対し、「医療・福祉」は110.6日。年次有給休暇の取得率は「全産業」の48%に対し、「医療・福祉」は43%。いずれも「全産業」を下回っている。

定年制を定めている企業は「全産業」が93%、「医療・福祉」が79%。定年年齢を「65歳以上」としている企業は「全産業」が14%、「医療・福祉」が36%。また、定年後の措置で勤務延長制度や再雇用制度がある企業は「全産業」が93%、「医療・福祉」が89%だった。

(福祉新聞・2552号 2011年11月21日)